

### 3. 災害時の動物救護活動の計画的な実施

本項ではこれまでに示してきた災害時の準備に関する重要事項を前提に、災害対応の全般に関して、ペット等の動物救護活動を計画的に実施するために必要な準備作業等の状況を確認します。

この資料は、内閣府が2013年に作成した「地方都市等における地震対応のガイドライン」において、市区町村における災害対応確認項目として示された17項目にわたる事項を参考に、それぞれの項目について、「日頃の備え」から「災害発生後の動き」の各ステージ（初動段階、応急段階、復旧段階）での動物救護活動に関連する重要な確認項目を赤字で追加的に示し、チェックリストとして抽出したものです。注意深く確認してください。

なおこのチェックリストは主として地震災害の発生を想定していますので、災害の種類によっては更に必要な事項が生じる場合があると思われます。したがって各自治体は地域で想定される災害の種別に基づき、ここで掲げた項目に不足がないかを再度確認し、必要な場合は確認項目を追加してください。

#### チェックリストの見方

- (1) 市区町村における災害対応確認項目は、市区町村などの基礎自治体  
が実施すべき17項目を時系列（日頃の備え、災害発生後（初動期、応急  
期、復旧・復興期））で示してあります。
- **赤字**で記載している項目は、動物救護活動に関する項目です。
- チェックリストには(1)から動物救護活動に関する項目のみを抽出し、  
(2) 市区町村における動物救護のための日頃の備えチェックリスト」と  
(3) 市区町村における災害時の動物救護活動チェックリスト」として掲  
載しています。
- 各活動の実施内容について、実施した項目に  を入れて確認してくだ  
さい。
- チェックリストの項目や実施内容が、各基礎自治体において不足してい  
る、または該当しない場合には、地域の状況に合わせて修正してくださ  
い。

(1) 市区町村における災害対応確認項目 (赤字は動物救援活動のための特記事項)

項目	準備段階 (日頃の備え)	災害発生後の動き		
		初動段階 (発災当日中)	応急段階 (1日～1週間後)	復旧段階 1週間～1か月(又は数か月)後
1. 災害対策本部の組織・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の耐震化</li> <li>災害対策本部設置・運営訓練</li> <li>災害対策本部との連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>本部会議の公開</li> <li>記者会見の実施</li> <li>災害対策本部との情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県、市町村等の合同による会議</li> <li>行政職員のこころのケア</li> </ul>	
2. 通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練</li> <li>代替通信手段の検討</li> <li>関係機関との通信手段の検討・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信の疎通状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤立集落等への通信手段の確保</li> </ul>	
3. 被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集項目の事前整理</li> <li>情報収集(トリアージ)体制の整備</li> <li>ペットに関する窓口の検討・決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況に関する情報収集</li> <li>情報処理(トリアージ)</li> <li>ペットに関する窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等の被害情報収集</li> </ul>	
4. 被害情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線のデジタル化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震(余震)情報・津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供</li> </ul>		
5. 応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員の担当業務の整理</li> <li>応援協定の締結及び訓練</li> <li>ヘリコプター離着陸場の確保</li> <li>広域支援・受援体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援要請</li> <li>連絡窓口、受入れ態勢確保(駐車場、燃料、災対本部内の事務スペース等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び周辺市町村の応援受入れ</li> <li>広域支援体制に基づく応援の要請</li> </ul>	
6. 広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への広報(被害情報、避難所、物資、ライフライン等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定の周知</li> <li>被害認定調査、被災証明の発行に関する広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント、キャンペーン等の周知</li> </ul>
7. 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、保健師等の連携体制確保</li> <li>既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討</li> <li>獣医師等との連携による動物救護本部設置方針の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死傷者の捜索、救出救助</li> <li>救護所の設置</li> <li>医療チーム派遣要請</li> <li>動物救護本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体の安置、火葬</li> <li>放浪ペットの保護、収容</li> </ul>	
8. 避難所等、被災者の生活対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所施設の耐震化</li> <li>住民と連携した避難所運営訓練</li> <li>ペットの受入れが可能な避難所の整備</li> <li>ペットのいる在宅避難者への対応方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所安全確認、避難者受入れ</li> <li>衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止</li> <li>避難所におけるペットの飼養環境の整備</li> <li>在宅避難者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の環境整備(配慮が必要な人や女性の視点を考慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査</li> <li>避難所の統廃合、閉鎖</li> </ul>
9. 特別な配慮が必要な人への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な配慮が必要な人への理解</li> <li>配慮が必要な人の把握、支援体制の検討</li> <li>補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の飼養者の把握と連絡方法の検討</li> <li>要配慮者のペットの飼養者の把握と対応方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所やホテル・旅館と専門的なスタッフの確保</li> <li>安否確認、必要な支援の確認・提供</li> <li>補助犬の利用者と要配慮者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリスト等を用いた生活不活発病の防止</li> <li>多様な情報提供手段による広報</li> <li>被災者のこころのケア</li> <li>災害関連死の防止</li> </ul>	
10. 物資等の輸送、供給対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>物流業者等との協定</li> <li>地域完結型の備蓄</li> <li>ペット用備蓄品の確保(ケージなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資支援要請</li> <li>物資拠点確保</li> <li>個人からの物資受入れ方針を広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水の実施</li> <li>物資拠点の要因確保</li> <li>ペット関連物資の支援要請と確保</li> </ul>	
11. ボランティアとの協働活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会全体でのボランティア活動への理解</li> <li>社協職員等への研修</li> <li>NPO団体等との事前検討</li> <li>ペットボランティアの育成・登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア受入れ体制の確保、周知</li> <li>社協職員や専門家等の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者ニーズ把握</li> <li>移動手段や宿泊場所等の準備</li> <li>地域コミュニティによる支援体制の確保支援</li> <li>ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア)</li> </ul>
12. 公共インフラ被害の応急処置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化の着実な実施</li> <li>道路啓開等の体制の検討・確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の準備</li> <li>専門家と連携して、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開</li> <li>立入禁止措置や避難の実施</li> <li>土砂災害派生箇所監視</li> <li>管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等</li> </ul>	
13. 建物、宅地等の応急危険度判定		<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定士の応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急危険度判定の実施</li> <li>被害認定調査の応援要請</li> <li>被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き</li> </ul>	
14. 被害認定調査、罹災証明の発行				
15. 仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握</li> <li>地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討</li> <li>ペット飼育が可能な仮設住宅の確保方策の検討・決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅必要戸数の算出</li> <li>仮設住宅建設地の決定</li> <li>空き家情報の広報</li> <li>配慮が必要な人の配慮内容、人数の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みなし仮設」受け付け</li> <li>仮設住宅におけるペットの飼養環境の整備</li> </ul>
16. 生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金受け付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民向け相談窓口の設置(多様な専門家と連携)</li> <li>生活資金の貸付</li> <li>義援金(一次)配分方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援金の周知、受付</li> <li>被災企業等の事業再開相談等</li> </ul>
17. 廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置き場等の候補地選定</li> <li>廃棄物発生量の事前検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき仮置き場の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理</li> </ul>

地方都市等における地震対応のガイドライン(2013内閣府防災担当) [http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/pdf/chihou\\_guidelines.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/pdf/chihou_guidelines.pdf) を参考に作成

## (2) 動物飼養避難者のための対応準備チェックリスト【平時の備え】

項目	確認事項	詳細	関係機関 (情報の入手元や伝達先)	<input checked="" type="checkbox"/>	
1. 災害対策本部の組織・運営	災害対策本部との連絡体制の構築	・災害対策本部との情報共有	防災担当部局	<input type="checkbox"/>	
2. 通信の確保	関係機関との通信手段の検討・決定	・発災時における関係機関との通信手段の検討 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>	
3. 被害情報の収集	ペットに関する窓口設置の検討・決定	・ペットに関する窓口を一元化 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、動物愛護管理部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>	
5. 応援の受入れ	広域支援・受援体制の整備	・必要に応じた協定の締結 ・応援職員の担当業務の整理	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>	
7. 救助・救急活動	既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討	・可能な限り既存の施設を利用 ・建設が必要な際のための用地確保	都道府県または現地動物救護本部	<input type="checkbox"/>	
	獣医師等との連携による動物救護本部の設置方針の決定	・動物救護本部の設置にかかる協定 ・動物救護本部の設置手順の検討	都道府県等、地方獣医師会、現地の動物愛護団体等	<input type="checkbox"/>	
8. 避難所等、被災者の生活対策	ペットの受入れが可能な避難所の整備	・ペットの受入れについて避難所および関係部局と調整	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>	
		・地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>	
		・受入れが出来ない場合の代替方法の検討	防災担当部局、動物愛護管理担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>	
		・適正飼養の普及	動物愛護管理担当部局、住民	<input type="checkbox"/>	
		・同行避難訓練の実施	防災担当部局、施設管理者、動物愛護管理担当部局、住民	<input type="checkbox"/>	
		訓練での確認事項	・同行避難者受入れを想定した避難所でのエリア分け	防災担当部局、施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
			・ペット受入れに係る書類の整備	防災担当部局、施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
・飼い主の会設置の検討	施設管理者、住民		<input type="checkbox"/>		
・避難所のルールの検討	施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>			
	ペットのいる在宅避難者への対応方法の検討	・ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討	防災担当部局、住民	<input type="checkbox"/>	
9. 特別な配慮が必要な人への対策	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の飼養状況の把握と連絡方法の検討	・社会福祉担当部局との情報共有	社会福祉担当部局	<input type="checkbox"/>	
	要配慮者のペット飼養者の把握と対応方法の検討	・社会福祉担当部局との情報共有	社会福祉担当部局	<input type="checkbox"/>	
10. 物資等の輸送、供給対策	ペット用備蓄品の確保（ケージなど）	・広域支援側との連携、調整 ・受援体制の整備	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、民間	<input type="checkbox"/>	
11. ボランティアとの協働活動	ペットボランティアの育成・登録	・都道府県等によるペットボランティア研修等と協力 ・関係機関との連絡体制の構築	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、社会福祉協議会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>	
15. 仮設住宅	ペット飼養が可能な仮設住宅の整備方針の決定	・仮設住宅におけるペットの受入れ、飼養に係る検討	施設管理者、防災担当部局	<input type="checkbox"/>	

### (3) 動物飼養避難者の救護活動チェックリスト【災害発生後の活動】

項目	確認事項	詳細	関係機関 (情報の入手元や伝達先)	<input checked="" type="checkbox"/>
1. 災害対策本部の組織・運営	災害対策本部との情報共有	・関連機関との情報共有により災害時の対応を効率化、円滑化	防災担当部局	<input type="checkbox"/>
3. 被害情報の収集	ペットに関する窓口の設置	・ペットに関する窓口を一元化 ・関係機関との情報共有	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、避難所施設管理者	<input type="checkbox"/>
5. 応援の受入れ	広域支援体制に基づく応援の要請	・応援職員等の受入れ	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
7. 救助・救急活動	動物救護本部の設置	・自治体と地方獣医師会、ボランティア団体等の協働	都道府県等、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
	放浪ペットの保護、収容	・放浪ペットへの対応について都道府県または現地動物救護本部や関係機関と連携して活動	都道府県または現地動物救護本部、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
8. 避難所等、被災者の生活対策	避難所におけるペットの飼養環境の整備	・都道府県または現地動物救護本部との連携 ・ペット受入れ状況の確認 ・避難所でのペットスペースの確保 ・飼い主の会の設置検討 ・避難所の自主飼養ルール策定の推進 ・収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合には、一時預かり先や他の避難所の情報を提供	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、施設管理者、住民	<input type="checkbox"/>
	在宅避難者への対応	・ペットを飼養する在宅避難者への支援	都道府県または現地動物救護本部、社会福祉担当部局、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
9. 特別な配慮が必要な人への対策	補助犬の利用者と要配慮者への対応	・社会福祉担当部局との情報共有 ・補助犬(盲導犬, 介助犬, 聴導犬)が同居できる環境の確保	都道府県または現地動物救護本部、社会福祉担当部局、地方獣医師会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
10. 物資等の輸送、供給対策	ペット関連物資の支援要請と確保	・広域支援については、都道府県または現地動物救護本部と調整	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、民間	<input type="checkbox"/>
11. ボランティアとの協働活動	ペットボランティアの支援要請と確保(専門ボランティア、一般ボランティア)	・飼養者のニーズの把握 ・都道府県または現地動物救護本部への相談・要請(特に専門ボランティア) ・社会福祉協議会等への要請(特に一般ボランティア) ・ペットボランティアの受入れ	都道府県または現地動物救護本部、防災担当部局、社会福祉協議会、NPO/ボランティア	<input type="checkbox"/>
15. 仮設住宅	仮設住宅におけるペットの飼養環境の整備	・都道府県または現地動物救護本部との連携 ・ペット受入れ状況の確認 ・ペットの受入れが可能な仮設住宅の情報提供	都道府県または現地動物救護本部、施設管理者、防災担当部局、住民	<input type="checkbox"/>

#### (4)「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づく解説

ここでは、(2)、(3)のチェックリストに記載された項目の重要な事項について、「人とペットの災害対策ガイドライン」での記載を基に解説します。

##### ■ 【災害対策本部の組織・運営、通信の確保】災害対策本部と連絡体制の構築

これまでの災害では、避難動物に関する情報の収集と整理が後回しになることが多く、個別に、情報だけが関係部局に寄せられ、被害や避難の全体像が把握できずに円滑な対応や支援が困難となる状況が多く生じました。このような混乱を避けるために、災害対策本部の主体となる防災担当部局や、ペットの飼養者が要配慮者である場合に連携が必要となる社会福祉担当部局などと平時から連携体制を構築することで、人の情報に連動した情報収集や情報の共有が可能になります。そのために災害時の関連部局間の連携の方法を各自治体であらかじめ準備し、ペットに関する情報窓口の一元化や対応要員の確保、関係各部局との連絡体制の整備を検討しておく必要があります。

##### ■ 【被害情報の収集】ペットに関する窓口設置の検討

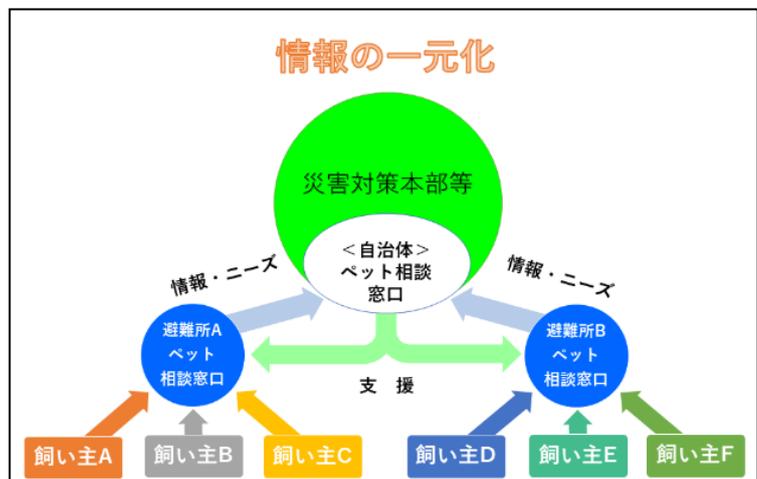
自治体は円滑な被災者支援を行うために、ペットに関する相談窓口を設置し、被災ペットに関する情報を効率的に収集することが重要です。相談窓口は情報収集と発信とを一元化するために、自治体のペット担当部局内に置かれることが望ましく、相談窓口で情報が集約されることで、避難所ごとに飼い主の会や担当者がニーズをまとめ、効率の良い情報収集と効果的な支援の実施が可能となります。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先で必要な支援内容などの正確な情報を収集するとともに、自治体等の支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供・発信する拠点としても重要な役割を担います。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援の枠組みによる対応を他自治体等に要請するなどの検討が必要になります。

##### <収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況（避難者の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされる期限
- ・ その他連携体制の中で、必要となる事項に関する情報



<提供する情報の例>

(避難所向け)

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報

(関係団体向け)

- ・ 支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

(社会全般向け)

- ・ 現段階で把握している状況
- ・ 今後の予定
- ・ 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）

■ 【応援の受入れ】 広域支援・受援体制の整備

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合は、災害への備えを十分に取っていた場合でも、都市機能が停滞する中で、災害救援活動の開始が困難になります。

このため各自治体は、災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制や受援体制が取れるように、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時の相互応援協定等を締結し、相互に連携し協働することが必要です。さらに円滑な支援・受援を行うためには定期的に訓練をして問題点を洗い出すなど、作業工程を十分に検討しておくことが重要です。今後の発生が予測されている広域災害を視野に置き、広域の支援・受援が相互に行える自治体間等の共助（互助）としての体制整備を進める必要があります。

■ 【救助・救急活動】 動物救護本部の設置手順の検討

大きな災害ではペットが飼い主のもとから逸走することがしばしば起こるため、放浪動物の保護は公衆衛生上でも重要です。また災害時には精神的に落ち着かず、平常時とは違った行動をとるペットが多くなるため、負傷することもあり、これらへの対応や飼い主の不安に対しても、獣医師等の専門家によるアドバイス等が必要になります。

このことから動物救護本部は発災後の早い時期に立ち上げて活動を開始することが望まれます。また放浪動物を収容するためには施設が必要になるため、極力既存の施設を利用するように、平時から準備しておくことが重要です。

■ 【避難所等、被災者の生活対策】 同行避難を想定した災害別ハザードマップの整備

多くの自治体ではこれまでにハザードマップ等が整備され、発災時の被災想定地域や避難場所についての普及啓発が行われてきました。しかし、同行避難を想定した避難所の所在や災害別に避難所をわかりやすく示したものはまだ多くありません。自治体は、避難所運営組織との協議等を踏まえ、災害別のハザ

ードマップの整備やペットの同行避難者の受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備を進めておくことが重要です。

#### ■ 【避難所等、被災者の生活対策】 ペットの受入れが可能な避難所の整備

自治体は、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、指定避難所や応急仮設住宅で飼い主がペットを適正に飼養管理出来るように、指定避難所でのペットの受入れや応急仮設住宅での飼養などについて、体制を整備する必要があります。一方これまでの災害では、指定避難所で実際にペットを受入れるかどうかは避難所ごと（避難所運営組織、避難所運営管理者）の判断とされることが多く、同行避難を推奨する国と、指定避難所での受入れ態勢の間にはずれが生じてきました。自治体は、同行避難者の受入れに関する調整や必要な物資の備蓄などについて指定避難所の運営組織や管理者等とあらかじめ協議し、災害時の対応を調整しておくことが必要です。

#### ■ 【避難所等、被災者の生活対策】 在宅避難者への対応方法の検討

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、避難所では在宅避難者の把握が困難なため、平時から狂犬病予防法に基づく犬の登録状況などから、避難所を中心とする地域での在宅避難者の数を予測し、支援情報等を発信することが必要になります。在宅避難者は、避難所への避難者と比べ支援物資や飼養管理等に関する情報を入手する機会が少ないため、在宅避難者に対しては、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかけることや、物資の分配や情報の告知の方法などを工夫し、避難所での対応との間に差が生じないように配慮することが必要です。

なお、飼い主が避難所等に避難して、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通うこととなりますが、二次災害の危険がある場合には、別の方法を促すことが重要になります。

#### ■ 【避難所等、被災者の生活対策】 既存施設を利用した被災ペット救護施設の検討

動物救護施設は、災害時に、ペットの一時預かりや、保護・収容した負傷動物、放浪動物を飼養管理する際に必要となります。自治体等は、災害の規模が大きいなどで既存の保健所や動物愛護センターなどの施設の活用だけでは保護動物の収容や管理には不十分だと考えられる場合は、施設を増設するか、新たに設置する必要があります。しかし、発災後は他の復旧・復興事業により建築資材の不足や工事業者の不足なども起こるため、まずは既存施設の活用を前提としたシミュレーションを行い、災害時の被災ペット救護施設の確保を行うことが大切です。なお、新しく建築する場合には、平常時の施設の利用や運営費、職員配置等についても留意する必要があります。

※ 4. で常設の動物救護施設の一例を紹介します。

■ **【特別な配慮が必要な人への対策】** 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬の飼養状況の把握)

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいいます。身体障害者補助犬は、ペットとは異なり法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、これを拒んではないことが法律で定められています（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言います。したがって身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受入れることが必要です。

日頃から関係部局と連携を取り、地域ごとの補助犬の飼養状況を把握しておくことで、避難所での円滑な受入れが可能になります。

■ **【特別な配慮が必要な人への対策】** ペット飼養者が要配慮者である場合の連絡体制の構築

※「災害対策本部との連絡体制の構築」を参照してください。

■ **【物資等の輸送、供給対策】** 備蓄品の確保

災害発生時に、速やかにペット対策活動を開始するためには、平常時から必要な物資を備蓄しておく必要があります。物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所など、災害時にペット対策活動の拠点施設になると考えられる場所が良いとされていますが、発災直後は、交通網が寸断し救援車両やガソリン、物資が不足するなど、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要があります。また、発災初期の段階では人への物資支援が優先され、被災ペットへの支援物資は後回しになりがちです。特に、ケージ類はすぐに支援できる台数の確保が難しいことも多いため注意が必要です。そのため、指定避難所等への同行避難を想定した物資の備蓄についても自治体と避難所の運営組織が連携して検討しておくことが重要です。

■ **【ボランティアとの協働活動】** ペットボランティアの育成・登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会等を開催し、必要な人材を育成しておくことが大切です。講習会の受講生を登録ボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請することが可能になります。ボランティアは通常的一般ボランティアと、獣医師やドクトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分

され、それぞれ役割が異なります。そのため、自治体はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく必要があります。また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入りますが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範が明確ではありません。現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要があります。前述のボランティア講習会などと併せ、ボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行っておくことが重要です。災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要であり、自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となります。

※環境省では「人とペットの災害対策ガイドライン - ボランティアの活動と規範 -」を作成し、自治体に配布しています。

#### ■ 【仮設住宅】 ペットの飼養が可能な仮設住宅の整備

避難生活の中で飼い主とペットと一緒に暮らせることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考えられます。しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠です。応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出ることで予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、避難生活者間の共通理解を築く必要があります。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペット飼養のルールづくりや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施することが必要です。

また、応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続してペットが飼養できる環境づくりを行いましょ。なお、復興住宅に移行する際のペットの飼養については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、働きかける必要があります。